

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

	規 則	ペー ジ
○ 北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築都市局住宅部住宅管理課】		1 6 4 5
	告 示	
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】		1 6 4 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

外国人登録法の廃止に伴い、公営住宅の入居の申込みに係る提出書類を改めることにしました。

この規則は、平成24年7月9日から施行することにしました。

北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第57号

北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市営住宅条例施行規則（平成9年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1号中「（外国人にあっては、登録原票記載事項証明書）」を削る。

付 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

北九州市告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
495	495号	前	北九州市若松区大字蚕住1870番3地先から 北九州市若松区大字蚕住1915番3地先まで	27.6 ∩ 30.8	49.7
		後	北九州市若松区大字蚕住1870番3から 北九州市若松区大字蚕住1915番3地先まで	27.6 ∩ 34.2	49.7